

# 所沢市総合型地域スポーツクラブ規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、所沢市総合型地域スポーツクラブ（通称：WASEDA Club2000（以下「クラブ」という。））と称する。

(目的)

第2条 クラブは、会員に対して日常生活の中で自発的に運動やスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、会員相互の親睦を図り、ひいては広く所沢市におけるスポーツの振興と地域社会における健康で明るく豊かな生活の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 種目別クラブ活動
- (2) 各種スポーツ教室
- (3) 健康体力相談・測定
- (4) 各種研修会・講演会
- (5) 調査研究
- (6) 会員相互の親睦を深めるための活動
- (7) その他クラブの目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

(クラブの構成)

第4条 クラブは、クラブの目的に賛同する者（以下「会員」という。）で組織する。

- 2 会員が未成年の場合には、保護者等がその代理となることができる。

(役員)

第5条 クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監査 2名
- (4) 運営委員 第8条3項に規定

- 2 クラブに顧問を置くことができる。

(会長、副会長及び監査の選出と任務)

第6条 会長及び副会長は、運営委員会（第8条で規定）で推薦し、総会で選出する。

なお、正副会長の推薦に伴う細則は運営委員会において別に定める。

但し、再任を妨げない。

- 2 (1) 会長は、クラブを代表し、クラブを統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、予め指名された者が、その職務を代理する。

第7条 監査は、運営委員会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 監査は、クラブの会計、財産及び事業を

監査する。

(運営委員会の役割及び構成)

第8条 クラブの事業運営のため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、クラブの全ての機関を掌握し、事業の検討、及び運営に関する事項を審議する。
- 3 委員は、各種目ごとに選出された1名及び会長の推薦による若干名を会長が委嘱する。
- 4 委員長及び副委員長は、会長がこれを指名する。

なお、正副委員長の推薦に伴う細則は運営委員会において別に定める。

但し、再任を妨げない。

- 5 委員会は、委員長が召集する。委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。

- 2 役員は、その任期満了後であっても、後任者の就任までの間職務を執行する。

(代議員の選出と任務)

第10条 クラブに代議員を置く。

- 2 代議員は、各種目ごとに選出し、クラブ最高議決機関である総会の構成員とする。

各種目の代議員定数は年度末の会員数を基準とし、基礎定数2名に、会員数に応じて50名以上は2名、100名以上は4名を加算する。

- 3 代議員は役員を兼務することができない。

(代議員任期)

第11条 代議員任期は、2年とする。

- 2 代議員は、その任期満了後であっても、後任者の就任までの間職務を執行する。

## 第3章 会員

(入会資格)

第12条 クラブに入会できる者は、原則として所沢市内に在住する者とする。ただし、運営委員会が認めた場合は、この限りでない。

- 2 会員は、クラブが定める規約を遵守し、これに反する者については退会させることができる。

(入会手続き等)

第13条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。

- 2 会員の資格は、退会等によって喪失するものとする。

(会費)

# 所沢市総合型地域スポーツクラブ規約

第14条 会費は、年会費とする。会費の額及び納入方法については別に定める。

(会費の不返還)

第15条 一旦納入された会費は返還しない。

## 第4章 総会

(総会)

第16条 クラブの総会は、毎事業年度終了後2か月以内に会長が召集し、議長は代議員中より選出する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。

2 総会は役員及び代議員で構成され、次の重要事項を審議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 決算報告と予算案
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他本会が必要と認めた事項

3 総会の議事は、代議員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決する。

4 会員は総会に参加することができる。

## 第5章 専門部会

(専門部会の役割及び構成)

第17条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 企画・財務部会
- (3) 広報部会
- (4) 指導部会

2 部会は、クラブの目的の達成に必要な、以下の事項について検討し、運営委員会及び総会に諮るための原案を作成する。

- (1) 総務部会
  - ・規約や諸規定の制定・改正に関する事項
  - ・組織や運営体制に関する事項
  - ・総会及び運営委員会の運営に関する事項
- (2) 企画・財務部会
  - ・諸事業の企画・立案に関する事項
  - ・諸事業の実施のための資金に関する事項
  - ・その他資金の運用・調達に関する事項
- (3) 広報部会
  - ・クラブ通信の企画・編集・発行に関する事項
  - ・ホームページ等の運用に関する事項

・その他広報に関する事項

(4) 指導部会

- ・指導者の確保と養成に関する事項
- ・指導方法の向上に必要な活動に関する事項
- ・青少年の指導・健全育成に関する事項

3 各部会は、部会長1名、副部会長1名、及び部会委員をもって構成する。

4 部会員の選出及び任期は次のとおりとする。

- (1) 部会長は運営委員の中から委員会で選出しこれにあたる。
- (2) 部会員は運営委員の中から委員会で選出し、うち1名を副部会長とする。
- (3) 部会員の任期は2年とする。

5 部会長は、部会を統括し、その協議内容を委員会に報告する。

## 第6章 会計

(経費)

第18条 クラブの経費は、会費、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(管理)

第19条 クラブの経費は、事務局が管理する。(会計年度)

第20条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31に終了する。

## 第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務担当者若干名を置く。

- 2 事務局長及び事務担当者は会長が委嘱する。
- 3 事務局長は、本会の事務を総括し、各会議の資料提供、事後処理等にあたる。
- 4 事務担当者は、庶務・会計等の会務に従事する。
- 5 事務局を、所沢市三ヶ島3-1407-1三ヶ島中学校内クラブハウス事務所に置く。

## 第8章 責務

(会員)

第22条 会員は、本クラブの諸規定を遵守し、責任者及び指導者(以下「指導者等」という。)の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

第23条 クラブ及び指導者等は、会員の活動中の

# 所沢市総合型地域スポーツクラブ規約

いかなる盗難、傷害等の事故に対しても一切の責任を負わない。

## 第9章 規約の改正等

(規約の改正)

第24条 この規約は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(委任)

第25条 規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、別に定める。

付則

- 1 本規約は、平成12年2月5日から施行する。
- 2 平成16年4月1日改正。
- 3 平成25年4月28日改正。
- 4 平成27年5月23日改正

# 所沢市総合型地域スポーツクラブ規約

## 細則

### 1、正副会長、正副委員長の推薦についての細則

- (1) 本細則は、規約第6条及び第8条の規定により、選出方法を定めるものである。
- (2) 運営委員の正副会長、正副委員長の選出については、運営委員会の中に推薦委員会を組織し、原案を作成し、運営委員会で審議して、総会に諮り決定する。
- (3) 推薦委員会の構成は、4専門部会の正副部会長をあて、互選により1名が委員長となり審議する。

本細則は、平成27年5月23日から施行する。